

第四十八回国 参議院 商工委員会 會議録 第五号

昭和四十年三月二日(火曜日) 午後一時五十分開会

出席者は左のとおり。

- 委員長 豊田 雅孝君
理事 赤間 文三君
委員 植垣弥一郎君
大谷藤之助君
梶原 茂薫君
川上 為治君
前田 久吉君
阿部 竹松君
大矢 正君
中田 吉雄君
鈴木 一弘君
奥 むめお君
櫻内 義雄君
内通産大臣
通商産業大臣 櫻内 義雄君
政府委員 通商産業政務次官 村上 春蔵君
通商産業大臣官房長 熊谷 典文君
通商産業大臣官房会計課長 後藤 正記君
通商産業省重工業局長 川出 千速君
通商産業省鉱山局長 大慈弥嘉久君
事務局側 常任委員会専門員 小田橋貞寿君

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九部 商工委員会會議録第五号 昭和四十年三月一日【参議院】

○石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。

今日は、特許法等の一部を改正する法律案及び石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取することになりましたから、御了承願います。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、これより議事に入ります。

二月二十二日、本委員会に付託されました特許法等の一部を改正する法律案並びに石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。櫻内通産大臣。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま提案になりました特許法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要につき御説明申し上げます。

この法律案は、先年、リスボンで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約及び原産地の虚偽表示の防止に関するマドリッド協定へ加入することに伴いまして、特許法、実用新案法、商標法及び不正競争防止法の一部改正を行なうのがおもな内容でございます。なお、リスボン改正条約及び協定への加入につき御承認を得るため、今国会で御審議をいただくこととなっております。

右の改正条約等への加入に際しましては、これを実施するための国内法制を整備されていることが必要となっておりますので、ここに特許法等の一部を改正する法律案を提出いたしました次第でございます。

本法律案の概要につき御説明申し上げます。第一は、優先権主張に関する手続についての改正であります。すなわち、優先権を主張した者は、最初に出願をした国の出願の番号を届け出なければならぬこととしたこととあります。これは優先権主張の基礎となった最初の出願を参照しやすくするためであります。

第二は、権利の不実施を理由とする強制実施の請求については、出願の日から四年を経過していないと請求できない旨、追加いたしましたこと、また、その場合の実施権は、相続その他一般承継のほかは、実施の事業とともにする場合に限ることとするのであります。これは、特許権者の保護をより厚くするためのものであります。

第三は、同盟国において、商標権を有している者の日本における代理人または代表者が、本来の商標権所有者の承諾を得ず、かつ、自己の名義で、日本でその商標を出願し、または使用する場合、本来の商標権所有者を保護するための規定を設けることとあります。

第四は、国際連合、欧州経済共同体等の政府間国際機関の記章等と同一または類似の商標の使用を禁止することとあります。これは従来、国家の記章等についてのみ保護の対象としておりましたのを拡大しようとするものであります。

第五は、原産地について、同一国内の別の地において産出された旨の誤認を生じさせる表示の使用差し止めを行ない得ることとするのであります。

第六は、従来、商品の品質内容または数量につき誤認を生じさせる表示を禁止しておりますが、さらに、商品の製造方法用途につきましても、同様に規制することとするものであります。

最後に第七は、政府、地方公共団体以外の者が

開催する博覧会であっても、特許庁長官の指定するものに出品した物にかかる発明等につきましては、一定期間内に出願すれば、新規性を失わないこととすることとあります。これは、最近博覧会等の開催が増加してきたため、出品物についての保護を強化するためであります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上可決せられますようお願い申し上げます。

次に、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石油資源開発株式会社法は、昭和三十年に制定された法律であります。この法律に基づきまして、同年末に石油資源の開発を急速かつ計画的に行なうことを目的として石油資源開発株式会社が設立されました。その後、現在まで九年余の間、わが国の石油資源の探鉱開発事業は同社が中心となって進められ、その事業もほぼ順調な足取りをたどってまいりました。すなわち、同社は、設立以来すでに二十余の新油田を発見するとともに、その生産量も、原油については年産約五十万キロリットルと全国生産量の過半を占めるに至っており、天然ガスについても年産約五億立方メートルと大幅な増大を示してまいりました。

また、最近におきましては、わが国における石油需要の急速な増大に対処して、総合エネルギー政策の一環として海外油田の開発が強く要請されておりますが、同社もこの要請にこたえまされて、その技術を活用しつつ、海外の原油探鉱開発事業に積極的に取り組むこととなる等、同社をめぐる事情も大きく変化して、その国家的な使命はますます重大なものとなってまいりました。

このように、同社の事業が最近国の内外にわたる規模を拡大してきていることに伴いまして、そ

の事業の円滑かつ適切な遂行をはかるため、ここに石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。改正点の第一は、取締役の人数のワケを七人から九人に拡大することであり、これは同社が今後海外の事業を積極的に遂行してゆくにあたり、社内経営態勢を一そう充実させる必要があり、国内の事業につきましても、その規模の拡大に伴って合理的な経営をはかるための経営陣の強化が必要となつてきたことによるものであります。

第二の改正点は、同社が海外の地域において、石油資源の開発に必要とする事業を営むことができる旨を明定するとともに、同社が海外の事業を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならないこととしたことであり、今後同社は、海外における事業に積極的に取り組み、その規模も漸次拡大してゆくことを強く要請されておりますので、これを同社の事業範囲として明定することとし、同時に、海外の事業は長期的な計画のもとに多額の資金を投入して行なわれるものが多いことにかんがみ、そのような事業を行なうに際しては、通商産業大臣の認可を受けなければならないこととして事業の適正かつ合理的な発展を期することとしたものであります。

その他鉱業権の譲り受けについても、若干の改正をいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で両案の提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は後日に譲ることといたします。

本日はこちらをもって散会いたします。
午後一時五十九分散会

二月十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、盲人世帯に対する家庭電気料金の動力料金なみ低減に関する請願(第七三三二号)

第七三三二号 昭和四十年二月九日受理
盲人世帯に対する家庭電気料金の動力料金なみ低減に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保四ノ一七〇
東京ヘレンケラー協会内日本盲人
会連合内 金成甚五郎
紹介議員 岸田 幸雄君 江藤 智君
川上 為治君

理由
盲人世帯における電化製品に対する執着と、その利用度は、世人一般に比してより高いが、購入費負担の大きいこともさることながら、電気料金が生計に及ぼす比重が高いので、使用制約を余儀なくされている。

一、盲人は機械器具等の高度の利用によつて、はじめ一般世人同様の生活ができる。盲人の生活は現在、まだ世人よりも低く、そのへだたりはほど遠いが、これは盲人世帯の経済的負担の過重が原因である。

二月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、特許法等の一部を改正する法律案
二、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案
特許法等の一部を改正する法律
(特許法の一部改正)
第一条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「開設する博覧会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、「同盟条約(千九百二十年一月十四日にブラッセルで、千九百二十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下同じ。)」を「パリ条約(千九百二十年一月十四日にブラッセルで、千九百二十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

第四十三条第一項中「同盟条約」を「パリ条約」に、「第四十四条第一号」を「第四十四条D(1)」に、「又は」を「若しくは」に、「規定により最初の出願とみなされた出願を」とは「又は」に、「同条第二号」を「同条A(2)」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「同盟条約」を「パリ条約」に、「第四十四条第二号」を「第四十四条C(4)」の規定により最初の出願とみなされた出願を「若しくは」同条A(2)に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四十四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項に規定する書類の提出前にその番号を知ることができなるときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知つたときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

第八十三条第一項に次のただし書を加える。
ただし、その特許発明に係る特許出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。

第九十四条第一項中「通常実施権は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 第八十三条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

(実用新案法の一部改正)
第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。
第二十一条第一項に次のただし書を加える。
ただし、その登録実用新案に係る実用新案登録出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。

第二十四条第一項中「通常実施権は、」の下に「第二十一条第二項若しくは」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第二十一条第二項若しくは」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 第二十一条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

(商標法の一部改正)
第三条 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二号を次のように改める。
二、パリ条約(千九百二十年一月十四日にブラッセルで、千九百二十一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで改正された工業所有権の保護に関する千八

規定は、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入の効力発生の日から施行する。

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

石油資源開発株式会社法（昭和三十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
第四条中「七人以上を九人以上以内」に改める。
第七条第二項中「前項第四号」を「国内において第一項第四号」に改め、「営もうとするとき」の下に「又は海外の地域において前項に規定する事業を営もうとするとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「達成するため」の下に「国内において」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 会社は、海外の地域において、前項第一号から第三号までに掲げる事業その他石油資源の開発に必要なる事業を営むことができる。
第十条第一項に次のただし書を加える。
ただし、石油又はガスを目的とする鉱業権を譲り受けようとする場合であつて、その対価の額が通商産業省令で定める額をこえないときは、この限りでない。

第二十五条中「第七條第二項」を「第七條第三項」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
一、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 特定事業を行なう企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が五人以下のもの

第三条の二第二項中「当該信用保証協会が近代化関係中小企業者」の下に「（その者に係る債務の保証について前条第一項の保険関係が成立している者を除く）」を加え、同条第三項中「前条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第三条の三とし、第三条第一項中「小企業者一人」についての保険額の合計額が三十万円をこえることができな

い保険（以下「小口保険」といふ）並びに「前項」を削り、「第六項」の下に並びに次第一項を加え、同条第四項中「次条第二項」を「第三条の二第二項」に改め、同条第五項中「保証」を「保証（次条第一項の保険関係が成立するものを除く）」を「」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条の次に次の一条を加える。
第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小企業者であつて通商産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について前条第一項又は次条第一項の保険関係が成立している者を除く）の金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む）による債務の保証（特殊保証を含む）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む）を提供させないものをするにより、小企業者

一人についての保険額の合計額が三十万円をこえることができな

い保険（以下「特別小口保険」といふ）について、保証をした借入金

の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

前項の保険関係においては、保険額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、第一種保険又は第二種保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証をしたときは、当該債務者たる小企業者に係る同項の保険関係における保険額の合計額が三十万円をこえることとなる前までの債務の保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

前項の信用保証協会がした第一項に規定する債務保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について前条第一項に規定する債務の保証（第一項の保険関係が成立するものを除く）をしたときは、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時に

第一種保険（公庫と第一種保険の契約を締結していない信用保証協会にあつては、第二種保険）の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる同条第一項の保険関係の成立に関しては、当該保証前に当該変更があつたものとみなす。

前条第三項及び第四項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条中「又は第三条の二第一項」を「第三条の二第一項又は第三条の三第一項」に改め、「百分の七十」の下に「（特別小口保険にあつては、百分の八十）」を加える。

第七条、第九条及び第十条中「又は第三条の二

第一項」を「第一項又は第三條の三第一項」に改める。
第十一條中「若しくは第三條の二第一項」を「第三條の二第一項若しくは第三條の三第一項」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 この法律の施行前に成立している改正前の中小企業信用保険法（以下「旧法」といふ）第三條第一項に規定する小口保険の保険関係については、なお従前の例による。

第三条 中小企業信用保険公庫（以下「公庫」といふ）と改正後の中小企業信用保険法（以下「新法」といふ）第三條第一項に規定する第一種保険の契約を締結している信用保証協会が同項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる中小企業者について旧法第三條第一項に規定する小口保険の保険関係が成立しているときについての新法第三條第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項及び第五項中「百万円」とあるのは「百万円から当該中小企業者につきすでに成立した中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）による改正前の中小企業信用保険法第三條第一項に規定する小口保険の保険額を控除した残額」と、同条第六項中「第一種保険の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）による改正前の中小企業信用保険法第三條第一項に規定する小口保険及び第一種保険の保険額」とする。

公庫と新法第三條の二第一項に規定する特別小口保険の契約を締結している信用保証協会が同項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる小企業者について旧法第三條第一項に規定する小口保険の保険関係が成立

している場合において、当該債務者たる小企業者に係る債務の保証をしたことによる同条第一項の保険関係の成立に関しては、当該保証前に当該変更があつたものとみなす。

前条第三項及び第四項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条中「又は第三条の二第一項」を「第三条の二第一項又は第三条の三第一項」に改め、「百分の七十」の下に「（特別小口保険にあつては、百分の八十）」を加える。

第七条、第九条及び第十条中「又は第三条の二

ものであるときは、親事業者がその給付を受領した日から起算して十五日を経過した日の前日又は同条の規定による公正取引委員会の承認があつた期間の末日)

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは前項各号に掲げる日が、同項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同項各号に掲げる日から起算して四十五日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

第三条中「給付の内容」の下に「その給付について検査をする場合にはその検査の終了の期日」を加える。

第四条の二中「下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日」を「第二条の三第一項各号に掲げる日から起算して四十五日」に改める。

第六条中「又は同条第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか」を「同条第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか又は下請代金に係る遅延利息を支払っていないかどうか」に改める。

第七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公正取引委員会は、親事業者が下請代金に係る遅延利息を支払っていないと認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその遅延利息を支払うべきことを勧告することができる。

第七条に次の一項を加える。

5 公正取引委員会は、親事業者が第四条第二号に掲げる行為をしていると認める場合において、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるため特に必要があるときは、その旨を公表することができる。

第八条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした親事業者の下請事業者に対する製造委託又は修理委託については、改正後の第六条から第八条までに規定する場合を除き、なお従前の例による。

昭和四十年三月五日印刷

昭和四十年三月六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局